

太田市移動支援事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）について、外出のための支援事業（以下「移動支援事業」という。）を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、事業運営の円滑推進に資するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施方法)

第2条 移動支援事業の実施主体は、太田市とし、前条の目的達成のため、太田市保健福祉事務所及び関係団体と相互に緊密な連携を図り、円滑な事業運営を行うものとする。

2 市長は、移動支援事業の一部（サービス実施の決定及び費用負担区分の決定を除く。）を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定による法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者その他市長が適当と認めた法人等（以下「サービス提供者」という。）に委託するものとする。

(サービス提供者の資格要件)

第3条 サービス提供者は、サービス提供者が運営する指定障害福祉サービス事業所等に勤務する従業者であって、次の各号に掲げる障がい者等の区分に応じ、当該各号に定める知識及び能力を有する者にサービス提供を行わせるものとする。

(1) 視覚障がい者、視覚障がい児、全身性障がい者、全身性障がい児及び精神障がい者
介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者又はこれらに準じる者として市長が認めた者

(2) 知的障がい者及び知的障がい児
介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又はこれらに準じる者として市長が認めた者

(対象者)

第4条 移動支援事業の対象者は、次の各号いずれかに該当する者及び中高生に該当する年齢である障がい児とする。

(1) 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者及び視覚障がい児。ただし、同行援護サービスの提供を受けている者を除く。

- (2) 全身性障がい者及び全身性障がい児（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有するもの又はこれに準ずる者をいう。）。ただし、重度訪問介護サービス及び重度障害者等包括支援サービスの提供を受けている者を除く。
- (3) 知的障がい者及び知的障がい児又は精神障がい者。ただし、行動援護サービス及び重度障害者等包括支援サービスの提供を受けている者を除く。
- (4) 障がい者等であって市長が外出時に移動の支援が必要と認めた者
（事業の内容等）

第5条 サービス提供者が行う移動支援事業（以下「移動支援サービス」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活上不可欠な外出支援
 - (2) 余暇活動等の社会参加のための外出支援（通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期及び社会通念上適当でないと認める外出を除き、原則として1日の範囲内で終えるものに限る。）
- 2 移動支援サービスの区分は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 身体介護を伴うもの 法第21条第1項に規定する障害支援区分が2以上の者であって次項に該当する障がい者等に対して、屋外での移動に際し体を支えるなどの介助等を行う移動支援サービス
 - (2) 身体介護を伴わないもの 前号以外の障がい者及び障がい児に対して、屋外での移動に際し同行を行なう移動支援サービス
- 3 前項第1号の身体介護を伴うものに該当するものは、法第21条第1項に規定する障害支援区分認定調査における次に掲げる項目のうち、いずれか一以上が認定されている障がい者等とする。
- (1) 歩行 できない
 - (2) 移乗 見守り等、一部介助、全介助
 - (3) 排尿 見守り等、一部介助、全介助
 - (4) 排便 見守り等、一部介助、全介助
 - (5) 移動 見守り等、一部介助、全介助
- 4 移動支援サービスの利用時間は、1人につき月40時間（介護者が2人となる場合については、月80時間）以内とする。
- 5 移動支援サービス提供単位は、30分を0.5単位とする。この場合において、15分以上30分未満の端数があるときはこれを30分とし、15分未満の端数があるとき

はこれを切り捨てるものとする。

6 サービス提供者が所有する車等を運転する場合（市長が、運転手以外のサービス提供者1人の同乗を依頼した場合を除く。）の移動時間は、移動支援事業の算定の対象外とする。

7 サービス提供者は、障がい者等1人に対してサービス提供者1人で移動支援サービス提供を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、障がい者等1人に対してサービス提供者2人以上で行うことができる。

（利用の申請等）

第6条 移動支援サービスの提供を受けようとする障がい者等は、あらかじめ移動支援事業支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長が緊急を要すると認めた場合にあっては、申請書前項の提出は、移動支援サービス提供後でも差し支えないものとする。この場合において、サービス提供者は、その内容を市長に速やかに報告するものとし、申請書等の提出も速やかに行うものとする。

（サービス提供時間等の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに移動支援事業提供の要否を決定するものとする。この場合において、市長は、障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、移動支援サービス時間（訪問から辞去までの実質移動支援事業時間数及び頻度）、利用期間、利用者負担上限額、移動支援事業に要する費用の額の算定に用いる単価、2人以上のサービス提供者の必要性の有無等を決定するものとする。

2 利用者負担上限額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額例により算定するものとする。

3 市長は、移動支援サービス利用決定を行ったときは、当該障がい者等に対し、移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）により障がい者等に通知するとともに、移動支援事業利用者証（様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付する。

（利用者証の変更届・再交付）

第8条 利用者証の交付を受けた障がい者等（以下「利用者」という。）において利用者証の記載事項に変更が生じた場合又は返納する理由が生じた場合は、市長は、利用者から移動支援事業利用者証記載事項変更届・返納届（様式第4号）を提出させ、変更又は返納するものとする。

2 利用者が利用者証を汚損し、破損し、又は紛失した場合、市長は、利用者等から移動

支援事業利用者証再交付申請書（様式第5号）を提出させ、再交付をすることができるものとする。

（移動支援サービスの見直し）

第9条 市長は、定期的に利用者の移動支援サービスの継続の要否について見直しを行うものとする。

2 利用者は、移動支援サービスの提供を継続申請しようとする場合又は利用者の障害の状況に変化を生じた場合は、移動支援事業利用申請書に理由を付して、移動支援サービスの継続又は移動支援サービス内容の変更を申請することができる。

3 前項において、利用者が移動支援サービス内容を変更しようとする場合は、移動支援サービスを決定した日から3箇月を経過した後でなければ申請することはできない。ただし、市長が、緊急を要し変更することが適当と認めたときは、移動支援サービス内容を変更することができるものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援サービスの利用を取消しすることができる。

- (1) 入所し、死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (2) 移動支援事業の利用を必要としないと市長が認めたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、事業の利用を取消ししたときは、移動支援事業利用取消通知書（様式第6号）により、速やかに利用者に通知するものとする。

（事業に係る費用等）

第11条 市長が、利用者の移動支援サービスの提供を委託する場合の事業費用は、別表に定める額とし、市長が支弁するものとする。

2 利用者は、別表に定める額を事業に要する費用の一部として、直接サービス提供者に支払うものとする。

3 同一の月に受けた移動支援サービスにおいて、前項で定める事業に要する費用の一部の合計額が、利用者証に記載された個人負担上限額を超えたときは、その超えた額の事業に要する費用の一部を市長が支弁するものとする。

（実績報告書）

第12条 サービス提供者は、毎月の利用実績を移動支援事業実績報告書（様式第7号）により、翌月の10日までに市長に報告するものとする。

（検査及び支払）

第13条 市長は、移動支援事業実績報告書を受理したときは、これを10日以内に検査するものとする。

2 サービス提供者は、前項の検査に合格したときは、移動支援事業請求書(様式第8号)を市長に提出することができる。

3 市長は、支払請求があったときは、その内容を審査し、サービス提供者に請求日から起算して2か月以内に事業費用を支払うものとする。

(サービス提供者の遵守事項)

第14条 サービス提供者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サービス提供者が運営する指定障がい福祉サービス事業所等に勤務する従業者に対し、次の事項を遵守させなければならない。

ア 勤務中は、常に身分を証明する証票を携帯すること。

イ 業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重してこれを行うとともに、利用者の身分及び家庭に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。

ウ 移動支援事業の実施時に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに市長及び主治医等の医療機関に報告すること。

エ 対象世帯を訪問する度に利用確認を受けるとともに訪問記録を作成すること。

(2) サービス提供者が所有する車等を利用して移動支援サービスを提供する場合及び利用者に対する移動支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に備えるため、次に定める保険金額を補償内容とする損害賠償保険に加入しなければならない。

ア 対人賠償8,000万円以上

イ 対物補償200万円以上

ウ 搭乗者傷害特約付

(3) 当該事業に係る特別会計を設け、明確に経理するとともに、次に掲げる事業に関する諸記録、諸帳簿等、担金収納簿その他必要な帳簿を整備するとともに、ケース記録、運営記録等の帳簿を整備し、5年間保存しなければならない。

ア 移動支援事業の活動内容を記録した業務日誌

イ 市からの委託費用の経理に関する帳簿

ウ 利用者から収納した費用に関する帳簿

エ その他移動支援事業に必要と思われる記録、帳簿等

(4) サービス提供者は、市長から事業に係る書類の提出を求められたときは、速やかに作成し、提出しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、業務の適正な実施を図るため、サービス提供者に対して業務内容を必要に応じて調査し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

身体介護を伴う

区 分	30分以内	1時間以内	1.5時間以内	以降30分毎の3時間以内までの分	3時間を超える以降30分毎
	0.5単位	1単位	1.5単位	以降0.5単位毎で3単位以内までの分	3単位を超える以降0.5単位毎
市負担	2,286円	3,618円	5,256円	747円	747円
利用者負担	254円	402円	584円	83円	83円
事業費	2,540円	4,020円	5,840円	830円	830円

身体介護を伴わない

区 分	30分以内	1時間以内	1.5時間以内	以降30分毎
	0.5単位	1単位	1.5単位	以降0.5単位毎
市負担	936円	1,755円	2,457円	630円
利用者負担	104円	195円	273円	70円
事業費	1,040円	1,950円	2,730円	700円